

第3期事業年度（平成18年度）監査報告書

平成19年6月26日

国立大学法人電気通信大学

学長 益田 隆司 殿

国立大学法人電気通信大学

監事 高柳 武彦

監事 永宮 正治

私ども監事は、国立大学法人法の定めるところにより、第3期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）における国立大学法人電気通信大学の業務執行について監査いたしました。その結果につき以下の通り報告いたします。

1、監査の方法の概要

私ども監事は、両名で定めた監査の方針等に従い、役員会その他の重要な会議に出席する他、役員等から業務運営の状況を聴取し、回付された重要な書類等を閲覧し、さらに必要に応じて部門責任者等からの業務処理の状況の聴取、書面の閲覧等を行いました。

また会計監査人から、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書、利益の処分に関する書類（案）及び附属明細書）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書、の監査に関する報告及び説明を受け、之等の書類について検討を加えました。

役員と当法人との利益相反取引ならびに役員の当法人業務以外の業務の実施に関しては、必要に応じて役員から報告を求めました。

2、監査の結果

- (1) 会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。
- (2) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）は除く。）は、当法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フロー並びに国立大学法人業務実施コストの状況を適正に示しているものと認めます。
- (3) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認めます。
- (4) 事業報告書は、当法人の状況を的確に示しているものと認めます。
- (5) 決算報告書は、当法人の予算区分に従い決算の状況を正しく示しているものと認めます。
- (6) 業務の遂行に関し、法令に違反する重大な事実は認められません。

なお、役員と当法人との利益相反取引ならびに役員による法令規則に違反する当法人以外の業務の実施は認められません。

以上